

令和8年度

新座市就学相談のしおり



「共に育ち、学ぶ」

よりよい就学に向けて



©新座市 2010

新座市教育委員会 教育支援課

〒352-8623

新座市野火止1-1-1 新座市役所 第二庁舎2階

電話：048-477-7142

※本しおり・就学相談票及び学校見学日程は、新座市ホームページより閲覧、ダウンロードが可能です。

※教育相談センターは、令和8年4月より教育支援課になりました。

はじめに

「共に育ち、学ぶ」よりよい就学に向けて

学校教育法施行令の一部改正(文部科学省平成25年9月1日施行)を受けた、インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育推進の報告において、

『市町村教育委員会が、本人・保護者に対し十分情報提供をしつつ、本人・保護者の意見を最大限尊重し、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則とし、最終的には市町村教育委員会が決定することが適当である。』との指摘がなされ、基本的な前提として位置づけられています。

本市においては上記報告に準じて、就学支援委員会の意見を参考に就学先については保護者に最終的に決定していただきます。「共に暮らすための新座市障がい者基本条例」より、「共に育ち、学ぶ」教育環境の推進を図りながら、きめ細かくわかりやすい就学相談を心がけてまいります。



目次

©新座市 2010

- 共生社会の形成に向けた特別支援教育について・・・・・・・・・・ 1
- 多様な学びの場の紹介・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 新座市の通級指導教室の紹介・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- きこえとことばのチェックリスト（難聴・言語通級指導教室） 6
- 未就学児用就学相談フローチャート・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 新座市就学相談の流れ(未就学児保護者・園施設用)・・・・・・・・ 10
- 新座市就学相談の流れ(小学校及び中学校に在籍児童生徒用)・ 13
- 学校見学・体験について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 就学相談Q & A・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- 相談窓口・連携機関・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- 就学相談票（保護者記入用）【記入例】・・・・・・・・・・・・ 20
- 就学相談票（保護者記入用）（片面）
- 就学に係る情報提供用紙（両面）
- 就学相談票の提出先・日程について・・・・・・・・・・・・・・・・ 25

共生社会の形成に向けた特別支援教育

埼玉県では、インクルーシブ教育システムの構築に向け、障がいのあるなしに関わらず、児童生徒が共に学ぶことを追求するとともに、教育的ニーズに応じた連続性のある「多様な学びの場」を構築することを目指しています。

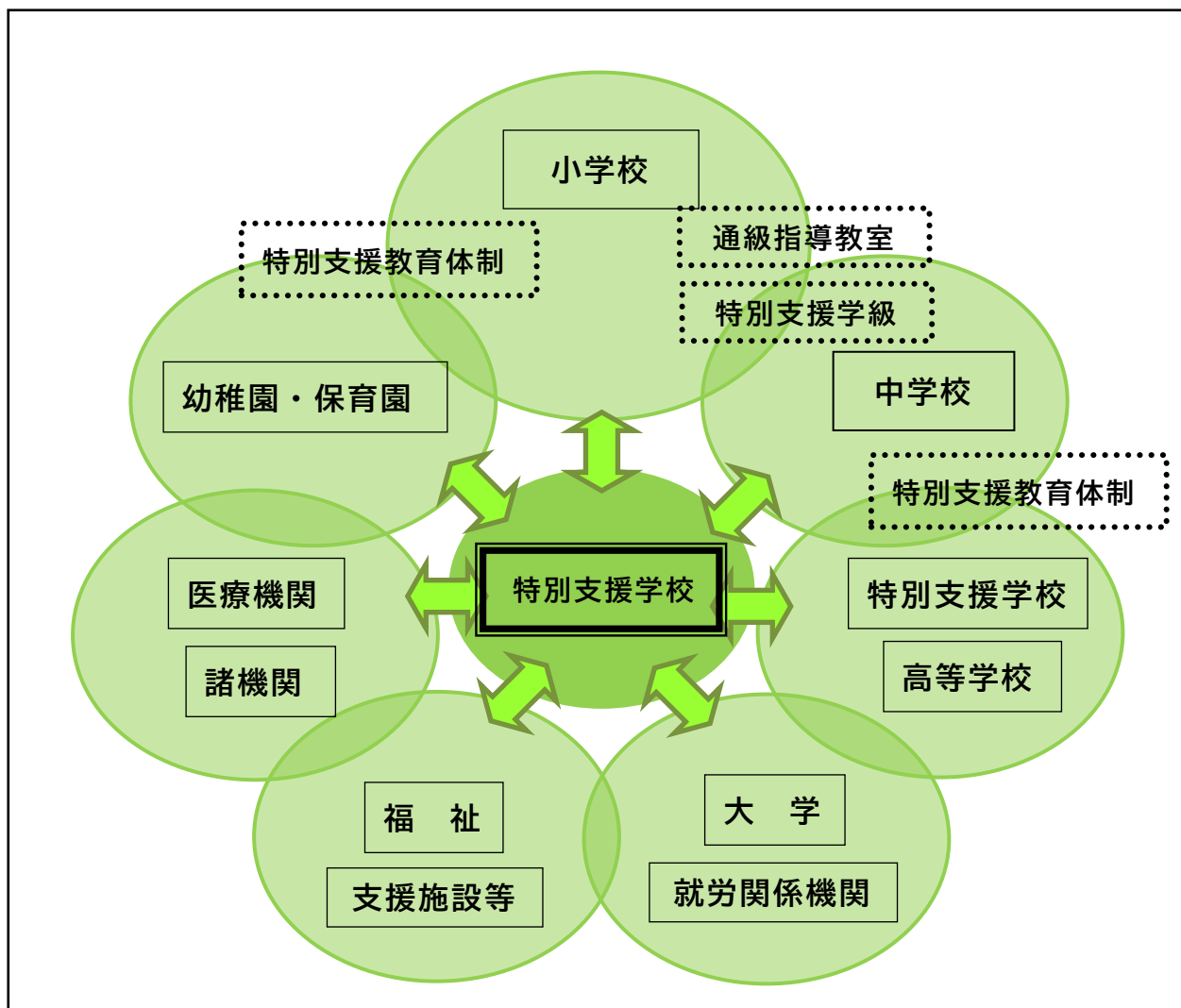
「多様な学びの場」には、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校があります。共に学ぶことを追求する仕組みとしては、交流及び共同学習や埼玉県独自の支援籍学習があります。

本市においても、以上の仕組み等を十分に活用し、一人一人の教育的ニーズに対応したきめ細かい指導や支援ができるよう取り組んでおります。



©新座市 2010

連続性のある「多様な学びの場」



* 特別支援学校のセンター的機能を活用

* 交流及び共同学習・支援籍学習等で連携

多様な学びの場を紹介！

※インクルーシブ教育の視点に立って、個々の子ども一人ひとりに
応じた支援を行っています。



通常の学級

- ・35人以下の編制
- ・学年別編制
- ・学習指導要領で定めた学年別の教育課程に基づき学習を実施



©新座市 2010

交流学習や共同学習の実施

特別支援学級

- ・8人以下の編制(少人数指導)
- ・障がい別・複式学級^(※1)

新座市では、全校に特別支援学級を設置し、
個別の支援の充実を図っています。

※1 複式学級…2 学年以上が一つの教室で学習をする形態のこと

- ・比較的軽度の障がいのある児童生徒を対象としている
- ・年間を通して個別の支援計画や指導計画を作成し、保護者と確認しながら計画的に支援を行っている
- ・新座市では通学班登校を実施しているが、子どもの実態によっては、保護者の送迎による登校も行っている

<令和8年度設置の特別支援学級>

【知的障がい学級】【自閉症・情緒障がい学級】【弱視学級】【肢体不自由学級】

【知的障がい学級】

- ・通常学級における下学年^(※2)の教育課程及び自立活動
- ・または特別支援学校における教育課程の内容を学習

【自閉症・情緒障がい学級及び弱視学級、肢体不自由学級】

- ・通常学級の当該学年の教育課程及び自立活動を学習
- ・児童生徒の実態によっては、下学年の教育課程を行うこともある

※2 下学年…当該児童生徒の学年よりも年次が下の学年のこと

地域の小・中学校



支援籍学習……特別支援学校の子もたちが、居住地の小中学校の児童生徒と年 1 回程度、学習や学校行事を通して交流を行うこと。
(埼玉県独自の活動)

特別支援学校

- ・知的障がい、聴覚障がい、視覚障がい、肢体不自由、病弱等で比較的重度の障がいのある児童生徒を対象としている。
- ・6人以下<重複障がいに関しては、3人まで>の編制。(少人数指導)
- ・障がい別で学校編制されている。
- ・学年別学級編制によって特別支援学校における教育課程に基づいた学習(自立活動を含めた)が実施されている。
- ・障がいを考慮した施設・設備が充実している。
- ・児童生徒は、スクールバスなどを使って、広域から登校している。
- ・小・中・高等学校の一貫教育によって、キャリア教育も含め、長期的な視点で自立に向けた支援を行っている。



©新座市 2010

障がいの種別	学校名	住所	電話
知的障がい	所沢おおぞら特別支援学校	所沢市永井 619-7	04-2951-1102
※表下参照	和光南特別支援学校	和光市広沢4-5	048-465-9780
肢体不自由	和光特別支援学校	和光市広沢4-3	048-465-9770
視覚障がい	塙保己一学園	川越市笠幡 85-1	049-231-2121
聴覚障がい	坂戸ろう学園	坂戸市鎌倉 14-1	049-281-0174

※所沢おおぞら特別支援学校…第二中・第四中学校区にお住まいの方が対象

(第二中・第四中学校区の小学校は、大和田小、東北小、東野小、新開小、新座小)

※和光南特別支援学校…新座中・第三中・第五中・第六中学校区にお住いの方が対象

通級指導教室

- ・通常学級に在籍し、障がいにより、学習面や生活面に困難を感じている児童生徒を対象としている。
(ただし、現制度では、知的障がいのある児童は、対象外となっている。)
- ・障がいによる生活上・学習上の困難を改善し、克服するために障がいに応じた特別な指導を行う。
- ・週 1 回 1 時間程度の学習(自立活動)を行う。
- ・指導形態…マンツーマンでの指導及び、2~3人のペア学習を実施している。
- ・通学方法…【小学校】「発達・情緒」の通級指導は、令和 8 年度より自校通級、又は巡回指導を実施。
(保護者の送迎なし)
「難聴・言語」の通級指導は 自校通級と他校通級(設置校へ保護者が送迎)を実施。
- 【中学校】自校通級、又は巡回指導を実施。

新座市の通級指導教室

通級指導教室とは、

努力だけでは改善しにくい特性（障がいによる生活のしにくさ、学習のしにくさ）のある通常学級のお子さんを対象に、週1回1～2時間程度、個別指導を中心とした特別な教育課程による指導を計画的、かつ弾力的に行う指導形態の教室です。

※ 塾のように、補習や学力向上を目的とする教室ではありません。

①難聴・言語障がいの教室「きこえとことばの教室」

【設置校】・新座市立八石小学校（新座市野寺2-8-45）

・新座市立新開小学校（新座市大和田1-22-10）

お子さんに、こんな困り感がありませんか？

聞こえにくい

- ・補聴器や人工内耳をつけている。
- ・補助器はつけていないが、聞き取りにくさがある。

発音に誤りがある

- ・特定の発音が別の音に置き換わっている。
- 【例】「すいか」⇒「チュイカ」
「学校」⇒「ダットウ」
- ・口角の片側を横に引いて話すことがある。
- ・口唇口蓋裂や構音器官の麻痺等により、発音が不明瞭である。

吃音がある

- ・始めの音を繰り返すことがある。
- 【例】「あ、あ、ありがとう」
- ・始めの音がつまって出にくい。
- ・音を引き延ばして言うことがある。
- 【例】「あーりがとう」

学習内容の一例

- ・補聴器の装用や点検の仕方を練習する。
- ・補聴器や人工内耳を活用して聞き取り練習をする。
- ・難聴について学ぶ。
- ・基礎的な言語力を向上させ、言葉による心配を軽減する。

- ・口唇や舌の使い方を練習し、正しい発音が日常的に使えるようにする。
- ・コミュニケーション力をつける。

- ・話すことへの自信をつける。
- ・楽に話せるよう、話し方の練習をする。
- ・吃音について学び、自己認識を深める。

②発達・情緒障がいの教室「ふらねっとルーム」・「FLANET ルーム」

- 【拠点校】・大和田小学校 ・野寺小学校 ・新堀小学校 ・東野小学校 ・栄小学校 ・石神小学校
 ・新開小学校 ・栗原小学校 ・新座小学校 ・第二中学校 ・第四中学校 ・第六中学校
 【巡回校】・西堀小学校 ・片山小学校 ・第四小学校 ・八石小学校 ・東北小学校 ・野火止小学校
 ・池田小学校 ・陣屋小学校 ・新座中学校 ・第三中学校 ・第五中学校

※令和8年度より、小・中学校ともに全校設置となり、拠点校の先生が巡回校を訪問し、授業が行われます。

お子さんに、こんな困り感ありませんか？

行動に関すること

- ・見通しがもてず、衝動的な行動が多い。
- ・不注意による失敗を繰り返してしまう。
- ・拘りが強く、なかなか切り替えができない。
- ・感情のコントロールがしにくい。

人との関わりに関すること

- ・相手の気持ちや暗黙のルールなどが分かりづらい。
- ・自分の気持ちを上手に伝えられない。
- ・困っても相談したり、支援を求めたりすることができない。
- ・思ったことを口にしてトラブルになることが多い。

学習に関すること

- ・気が散りやすく、課題を最後まで終わらせることができない。(集中力に欠ける。)
- ・優先順位が決められず、計画が立てられない。
- ・文字の書き分けが、難しく文字が乱れて読みにくい。
- ・話し言葉を書き言葉で表すことが難しい。
- ・目的に沿って、文章を書くことが苦手である。

学習内容の一例

- ・集団参加や対人関係のスキルやコミュニケーションの在り方を学ぶ。
- ・自分や相手の気持ちを理解し、感情のコントロールの仕方を学ぶ。
- ・状況に応じた行動や言葉遣いについて学ぶ。
- ・自分の得意・不得意を知り、自己理解の学習を行う。
- ・自分に合った学習方法を学び、その方法を取り入れて学習できるようにする。
- ・自分の学びやすい方法や環境に気づき、工夫したり、必要な支援を自ら求めたりする力をつける。
- ・自分の得意なことや強みを確認して、自尊心や意欲の向上を図るようにする。

※通常の学級における授業のうち、決められた時間に在籍する学級を離れて学ぶことになるため、週に1回1～2時間程度、参加できない授業があります。(遅刻や早退扱いにはなりません。行事などの際は、通級を欠席するなどの調整を行うことができます。)
 ・通級で抜けた授業の内容については、担任と相談の上、補習しています。

きこえとことばのチェックリスト



このチェックリストは、お子様について、

- ① 正しい発音で話せているか
- ② 吃音のために話しにくくなっていないか
- ③ 聞こえにくくて学習や生活で困っていないか

をチェックするためのものです。

- ① 日本語の発音は、一般的には、就学までに全ての音を自然と言えるようになることが多いです。就学後に発音できない・しにくい音がある場合は、スムーズな学校生活のために、早い段階で発音指導を受けることが望まれます。
- ② 吃音は、年齢が上がるにつれて「恥ずかしい・自信をなくす」などの二次的な問題につながる場合があります。必要な時にはなめらかに話せるようになり、自信をもって生活できるよう早い段階からの指導が望まれます。
- ③ 聞こえにくさ(難聴)があると、新しいことばの獲得や学習に遅れが生じることがあります。また生活の中で、周囲の理解を得られないためにトラブルが生じる恐れがあります。

「きこえとことばの教室」では、週に1～2時間の指導により、上記のような困難を改善していきます。

以下の項目について、チェックしてみましょう。

チェック項目	どちらかに○	
ことばについて ①例のように、発音に誤りがあるものがある。 次のことばのうち、誤った発音をしているのはどれですか。 ()きりん → チリン ()じゃんけん → ジャンチェン、ジャンテン、ギャンケン ()がっこう → ダットー ()せんせい → テンテー、チェンチエー、シエンシエー、ヘンハー ()ぞう → ドー、ジョー、ゴー ()つくえ → チュクエ、ククエ ()ごはん → ゴアン、ゴワン、ドハン ()たいこ → タイト、カイク ()いちご → イキゴ、イチド	ある	ない
②イ段の音が続くことばが言いにくく、どちらかの口角を引くことがある。 例:キリギリス、チキュウ、シリトリ、シャシン等のことばが不明瞭になる。	ある	ない
③話し声が鼻にかかったような音になっている。	ある	ない
④話しことば全体がはっきりしなくて聞き取りにくい。	ある	ない

<p>⑤言い始めの音を繰り返したり、のぼしたり、つまったりしてことばが出にくいことがある。 例:「そそそそれでね、」「そーれでね、」「そっ……………それでね」</p>	ある	ない
<p>きこえについて ①聞き返しや聞き逃しが多かったり、的外れな答えをしたりする。 ②テレビを大きな音にしていることが多い。 ③呼んでもなかなか振り向かない。</p>	ある	ない
<p>新座市「きこえとことばの教室」に関心がありますか。 指導を受けたい場合は、園や学校の担任の先生に連絡して、手続きを進めてください。</p>	ある	ない
<p>※その他 きこえやことばについて、他に気にかかる点がありましたらメモしましょう。</p>		

※この用紙を学校に提出する必要はありません。

**** きこえとことばの教室は、こんなところ です ****

- 新座市のきこえとことばの教室設置校は八石(はちこく)小学校と新開小学校です。
- 発音に誤りのある児童、吃音がある児童、聞こえにくい児童が対象です。
- 基本的には自分の学校、学級で授業を受け、週に1回、決まった曜日と時間に「きこえとことばの教室」で1～2時間の授業を受けます。
- その間、在籍校を遅刻・早退したことにはなりません。
- 一人一人の課題に応じた個別指導が中心です。内容によっては、ペアまたはグループ指導を行うこともあります。
- 年度の途中でも、指導を開始したり終了したりできます。
- 設置校以外の学校から通う場合は、保護者(原則)に送迎していただきます。



未就学児の方は、
右ページのフローチャートにて、
就学に向けての相談方法をご検討くださ
い。



©新座市 2010

就学相談フローチャート

小学校入学時のお子様の学びの場について、
どの学級で学ぶのがよいのか迷われていますか？
現時点での保護者の方の意向に一番近いものをお選びください。

迷っていない

- A：特別支援学校を希望
- B：特別支援学級を希望
- C：通級指導教室を希望
 - 難聴・言語障がい
 - 発達・情緒障がい
- D：通常の学級を希望
 - 小学校に子どもの特性や障がい等を伝えたい
- E：通常の学級を希望
 - 小学校に伝えたいことは特にない

迷っている

- F：特別支援学校を検討
- G：特別支援学級を検討
- H：通級指導教室を検討
 - 難聴・言語障がい
 - 発達・情緒障がい
- I：通常の学級を検討
 - 小学校に子どもの特性や障がい等を伝えたい

A・B・C 及び F・G・H の方

就学相談票等をご提出ください。

審議結果を保護者の方へ通知し、全ての資料を小学校へ情報提供します。

=提出物及び提出先=

- ①就学相談票(保護者記入用)
- ②発達検査の結果(コピー)または療育手帳の写し等
を教育支援課窓口にご提出ください。

D・I の方

情報提供用紙をご提出ください。

- ※ 小学校へ情報提供いたします。審議結果の通知はございません。
- ※ 情報提供の内容によっては教育委員会から連絡させていただきます。
- ※ 就学時健康診断時に教育相談を受けることをお勧めします。

=提出物及び提出先=

- ①就学に係る情報提供用紙(保護者記入用)
- ②添付したい資料等
を教育支援課窓口にご提出ください。

E の方

教育支援課へ提出する書類はありません。

新座市就学相談の流れ（未就学児保護者・園施設用）

※ 事前に就学相談フローチャートにて就学の意向を確認してください。

A・B・C・F・G・Hの方が就学相談の対象となります。

1 「就学相談票」または「就学に係る情報提供用紙」を教育支援課窓口 （新座市役所第二庁舎2階）へご提出ください。《締切6月5日(金)厳守》

(1) フローチャートの結果が A・B・C・F・G・Hの方

→ 「就学相談票」と「発達検査の結果（コピー）または療育手帳の写しも可」を提出
フローチャートの結果が D・Iの方

→ 「就学に係る情報提供用紙」を必要に応じて提出

※就学相談票は市のホームページから入手、もしくは各園・施設から受け取ってください。

※在籍の園や施設に、就学相談票を提出する旨を伝えてください。

※各種書類受付時に、確認など15分程度お時間をいただきます。ご了承ください。

※発達検査結果は、審議を進める際に客観的な資料として使用しております。

※検査結果は、3年以内のものをご提出ください。

※発達検査結果をお持ちでない方は、早めの受診をお勧めしております。

※発達検査結果をお持ちでない方は、今後の審議や結果の通知が遅くなる可能性があります。

※通級指導教室を希望される方は、発達検査の結果を必ず添付しお申し込みください。

(2) 保護者から就学相談票を受付後、教育支援課から在籍している園や施設へ 就学相談票（園・施設・学校記入用）の提出を依頼。

(3) 園・施設から就学相談票（園・施設・学校記入用）を教育支援課へ提出。

《最終締切6月15日(月)厳守》

※就学相談票は教育相談センターのホームページからダウンロードしてください。

2 就学予定の小学校(指定校)の特別支援学級の見学の予約を入れる。

・特別支援学級の見学日が確定しましたら、市ホームページに掲載いたします。（5月中旬頃）

就学予定の小学校(指定校)の見学日を確認のうえ、教育支援課へ予約して下さい。

・県立特別支援学校へ就学を希望される方は、各学校のホームページを確認のうえ、

各特別支援学校へ直接見学予約をお申込み下さい。

※新座市では、県立特別支援学校へ就学を考えている場合は、「見学・体験等」を必須

とさせていただきますのでご注意ください。



3 就学に向けての面談（6月中旬～8月上旬）

- ・フローチャートの結果がB・C・G・Hの方は、親子面談を受けていただきます。
※面談実施日については、就学相談票提出時に調整させていただきます。
- ・フローチャートの結果がA・Fの方は、就学支援委員会の委員がお子さんの在籍している園や施設等を訪問し、お子様の日常の様子等を確認させていただきます。
- ・その他の方でも面談のご希望がある方はお申込み下さい。

就学時健康診断（10月頃）

- ・就学予定の小学校(指定校)にて、全ての新入学児童対象に行われます。
- ・必要に応じて入学後の学校生活等について、教育相談を受けることができます。
- ※フローチャートD・Iの方は、学校との相談をお勧めします。

4 教育支援課から保護者へ審議結果の通知（9月～11月頃）

- ・就学支援委員会の審議結果が出た方から、順次郵送で通知します。
※必要に応じて、審議結果を面談でお伝えする場合がございます。
- ※発達検査結果がない方は、通知が遅くなる可能性があります。

5 保護者からの回答書の提出をもって就学先決定（11月下旬まで）

- ・就学支援委員会の意見を参考にいただき、保護者の方が決められたご希望の就学先がお子様の最終の就学先となります。
- ・県立特別支援学校に就学を考えられている場合は、埼玉県へ就学申請書類を提出するため、期日までに申請書類を教育支援課へご提出下さい。（10月中旬ごろ）
※教育支援課から郵送された回答書は必ずご提出ください。
※回答書の内容により、必要に応じてご連絡させていただく場合もあります。
※一度決定された就学先を変更する場合は、12月中旬までにお願いします。
それ以降は学級編製の時期となるため、お受けできません。
※特別支援学校への入学は、2月初旬に県から送付される通知をもって決定となります。

各小学校・各特別支援学校入学説明会（1月下旬～2月上旬）

- ・就学先の入学説明会に参加します。
- ・必要に応じて入学後の学校生活について、各学校と情報共有してください。

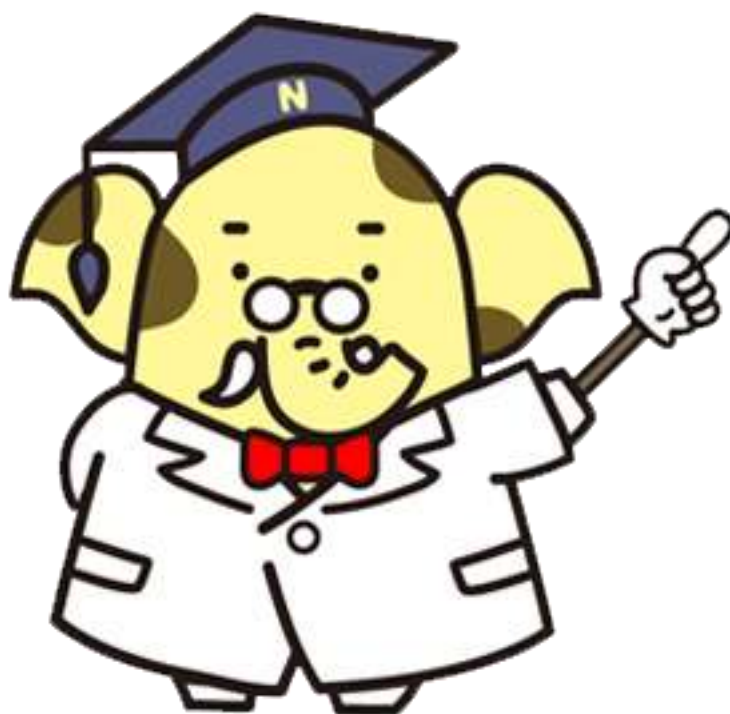
6 新年度 入学式

- ・入学後の就学相談につきましては、各学校へご相談下さい。



©新座市 2010

在学児童生徒の保護者の方ページ



©新座市 2010

新座市就学相談の流れ（小学校及び中学校に在籍児童生徒用）

= 就学相談を考え始める目安について =

- ・ 学校生活において、本人や保護者に困り感が出てきた。
- ・ 友達とのトラブルが多く、困っているなど。



困り感がでてきたら・・・

- ・ 担任の先生に相談をしましょう
- ・ 医療機関などで発達検査を受けましょう

※ 発達検査からお子様の特性などを知ることができます

1 担任の先生に「就学相談票」と「発達検査結果のコピー」を提出

- ※ 発達検査は、3年以内に実施された結果をご用意ください。
- ※ 検査から年数が経過している場合、未実施の場合は受検してください。

2 日常生活状況の把握

就学支援委員が学校へ訪問し、お子様の日常の様子を確認いたします。

3 就学支援委員会による審議

提出された就学相談票、発達検査の結果や日常の様子などを総合的に判断・審議し、お子様に合った就学先(審議結果)を学校に伝えます。

4 学校との面談

学校より保護者の方に審議結果をお伝えするため面談を行います。

5 面談内容の回答書をもって次年度就学先決定（11月下旬頃まで）

審議結果や学校との面談内容をふまえ、保護者の方がお子様の就学先を決定します。

- ※ 保護者の方が決められたご希望の就学先が、お子様の最終の就学先になります。
- ※ お子様の目線に立った検討を行うようお願いいたします。
- ※ 一度決定された就学先を変更する場合は、12月末までにお願いします。

学校生活で困ったことがありましたら、まず担任の先生に相談しましょう

学校における通級指導教室就学相談の流れ

通級対象の児童・生徒の障がいの程度は、「通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの」となります。

(平成25年10月4日付文科初第756号文部科学省初等中等教育局長通知)(抄) - 1

※現制度では、知的障がいのある児童は、対象外となっています。

塾の個別学習のような学習の補習をするところではありません。

1 就学相談票と発達検査結果のコピーを各学校へ提出

○障がいによる生活のしにくさ、学習のしにくさを克服するための学びの場となります。

○通常の学級における授業のうち、決められた時間に在籍する学級を離れて学ぶこととなります。

そのため、週に1回1～2時間程度、参加できない授業があります。(遅刻や早退扱いにはなりません。行事などの際には、通級を欠席するなどの調整はできます。)

○児童・生徒の障がいの程度が、「一部特別な支援を必要とする程度のもの」が「継続的・日常的な支援を受けることが望ましい」かどうかを相談の中で検討いたします。後者の場合、特別支援学級をお勧めすることがあります。

※就学先の最終的な決定は保護者と本人の希望によります。

○現制度では、知的障がいのある児童生徒は対象とならないため、医師の助言、または発達検査の結果等の資料の提出を必須とし、参考とさせていただきます。

※通級の就学相談を受ける場合、就学相談票と発達検査の結果を学校にご提出ください。

※就学相談票は、新座市ホームページからもダウンロードすることができます。

2 在籍の学校と教育相談を行い、入退級についての合意形成

① 就学相談票の受付(保護者→学校)

② 担任、特別支援コーディネーターとの面談(保護者・学校)

③ 校内支援委員会による支援の検討(学校) ※支援・指導の可能性について

④ 検討内容の報告と入級についての面談(学校→保護者)

⑤ 学校から教育支援課に面談結果の報告(学校→教育委員会)

※次年度の継続・退級の児童生徒については8月25日までに各学校で決定し、教育支援課に報告

*発達・情緒障がい…校内支援委員会による審議→新座市就学支援委員会

*難聴・言語障がい…きこえとことばの相談(設置校担当教諭)・審議(随時)

3 就学支援委員会にて審議

4 新座市就学支援委員会(事務局)から審議結果の通知(随時)

※定員に余剰があれば、年度途中の入級、余剰が無い場合は、待機または次年度の入級

○小中学校在籍のお子さんの保護者の方には、学校よりご連絡させていただきます。

★ すでに通級に通っている児童生徒の継続・退級について

○継続や退級は、在籍校の校内委員会にて確認します。

○指導の効果が十分に認められた場合や指導の効果が見られない場合、回数を減らしていくなど、退級を視野にその後の通級の指導が行われていく場合があります。

○継続や退級の希望は在籍校や通級担当教諭に相談してください。

学校見学・体験について

※ 見学・体験は、今年度 就学相談票を提出された方が対象となります。

1 埼玉県立特別支援学校の学校見学及び体験学習日程等について

見学等の申請につきましては、各特別支援学校のホームページ等で御確認のうえ、該当校に直接お申し込みください。

※ 県立特別支援学校への進学を検討されている方は、必ずお申し込みください。

2 新座市立小・中学校特別支援学級の見学・体験等について

【6年生(次年度中学校へ入学する方)】

- ・4月頃、学校から配付される案内、またはホームページで日程を確認してください。
- ・保護者の方は、担任の先生へ見学の意向を伝えてください。

小学校(担任→教頭先生)から、教育支援課就学相談担当へお申し込みください。

【未就学児童】※就学予定の小学校(指定校)のみの見学・体験となります。

- ・4月下旬頃、ホームページに見学日程が掲載されますのでご確認ください。
- ・予約のお申し込みは、下記 教育支援課就学相談担当まで 電話を入れてください。

予約時に4点を担当にお伝えください。

①見学を希望される小学校名、②見学日、③見学人数、④ご連絡先電話番号

- ・予約後は、予約した日時に直接小学校(職員室)へお越しください。

※予約がない突然の訪問及び見学は、学校も対応できませんので、必ずご予約下さい。

※学校事情で急遽予定が変更となった場合は、学校または教育支援課からご連絡をさせていただくことがあります。予めご了承ください。

未就学児童の方の見学の予約やご質問については下記まで

新座市教育委員会 教育支援課 就学相談担当

〒352-8623

新座市野火止1-1-1 新座市役所 第二庁舎2階

電話：048-477-7142

就学相談Q & A



©新座市 2010

【就学前】

Q：就学相談とは、どんな相談ですか？

A：お子様の特性や障がいの状況から、どのような学びの場がよりお子様のニーズに合っているかを相談することです。特別支援学級や特別支援学校への就学、通級指導教室への入室を考えている場合は申し込みが必要です。

Q：就学先について迷っている場合は、どうしたらよいですか？

A：迷っている状況をそのままお伝え下さい。

教育支援課(就学相談担当)では、支援や就学先についての相談を随時受け付けております。

Q：就学前に就学相談票を提出していないと、今後、支援学級や支援学校に入れませんか？

A：就学前に必ず提出する必要はありません。

入学後も毎年、担任の先生と相談して、就学相談を行うことができます。

Q：就学相談票の提出時、検査結果も必要と聞きましたが、どこで受ければよいですか？

A：まずは、かかりつけの病院や療育機関等でご相談下さい。

かかりつけの病院で実施していない場合等は、心療内科などがある病院や大学の心理学研究所などでも実施していますので、ご相談ください。予約をとってから検査結果が出るまでには時間がかかるため、早めの予約をお勧めします。

※なお、現在予約を取りづらくなっている状況があるため、市としての対応を検討中です。

詳細が決まりましたら、市ホームページ（新座市就学相談のご案内）に掲載予定です。

※検査結果の代わりに、療育手帳の写しでも提出書類として受付いたします。

Q：低学年では通常の学級で学ばせたいのですが、就学相談票の提出は必要ですか？

A：低学年のうち「通常の学級」でとお考えでしたら就学相談票の提出は必要ありません。

入学後に学習や学校生活で支援が必要と考えられましたら、担任の先生に相談してください。また「通常の学級」への就学希望でも、お子様の特性や障がいの状況の情報を学校に知らせたいとお考えならば、「就学に係る情報提供用紙」に必要事項を記入のうえ、教育支援課にご提出ください。

※内容によっては教育支援課就学相談担当から連絡をさせていただくことがあります。

Q：特別支援学級の様子を知るために、見学することは出来ますか？

A：就学相談票を提出された年長のお子さま及び保護者の方は、就学予定の小学校（指定校）

の特別支援学級を見学することが出来ます。4月下旬頃教育支援課のホームページに市内小・中学校見学日程が掲載されます。就学予定の小学校(指定校)※の見学日をご確認のうえ、教育支援課就学相談担当へ電話し予約を入れてください。

※複数の学校の特別支援学級の見学をすることはできません。

Q：健康面や身体面等で心配なことを就学前に学校に伝える機会がありますか？

A：10月頃実施の就学時健康診断や来年2月頃開催の入学説明会などの機会に小学校と相談できますが、事前に小学校に電話し相談の希望がある旨を伝えておくことをお勧めします。

Q：通常学級と特別支援学級では、学習する内容が違いますか？

A：違います。お子さんの特性や障がいの状態や経験等に応じて学習内容等を適切に設定できるのが特別支援学級です。

Q：特別支援学級と特別支援学校の違いを教えてください。

A：新座市内の全小・中学校に特別支援学級は設置されています。比較的軽度の障がいがあるお子さんに対し、少人数学級（8人）で一人一人の発達に合わせた学習を行います。特別支援学校は、比較的重度の障がいが見られるお子さんが就学できます。1クラス6名以下で学習を行います。



©新座市 2010

【就学後】

Q：小学校や特別支援学校に就学した後、転籍や転学の相談は出来ますか？

A：転籍や転学の相談は可能です。就学後は、それぞれの小・中学校、県立特別支援学校の担当が相談窓口となり、校長から新座市就学支援委員会に就学相談票が提出されます。

※転籍とは在籍変更のこと（通常の学級→特別支援学級、特別支援学級→通常の学級など）

※転学とは学校変更のこと（特別支援学級→特別支援学校、特別支援学校→特別支援学級など）

Q：中学校で特別支援学級に入ると、高等学校普通科を受験できないのですか？

A：高等学校普通科を受験することは出来ます。中学校卒業後の進路は、様々な選択があります。本人の意思を尊重し、将来の自立に向けてどの選択肢が良いかをじっくり考え、家族で話し合うことが大切です。

Q：通級指導教室はどのような学習をしますか？

A：障がいによる学習や生活上の困難を改善・克服するため、障がいに応じた特別の指導(自立活動に相当する指導)を行います。原則マンツーマンでの指導となります。学習内容によっては2～3人のペア・グループ学習を行う場合がございます。全て担当教師が指導します。指導時間はおよそ週1時間程度です。

相談窓口・連携機関

【子どもに関わる相談】

- 新座市役所こども安全課 家庭児童相談室
住所 新座市野火止1-1-1 新座市役所本庁舎2階
☎ 048-477-2865

- 新座市児童発達支援センター「アシタエール」
住所 新座市堀ノ内2-3-47
☎ 048-485-8921

【サポート手帳・療育手帳に関わる相談】

- 新座市役所障がい者福祉課 障がい者支援係
住所 新座市野火止1-1-1 新座市役所本庁舎1階
☎ 048-477-6891

- 児童相談所（朝霞児童相談所）
※療育手帳を取得する際に受ける知能検査の結果も、発達検査等の資料として就学相談でご提出いただけます。

【心理相談、発達検査】

- 跡見学園女子大学 心理教育相談所
※時期により受付をしていない期間もあります。
住所 新座市中野1-9-6 新座キャンパス心理教育相談所
☎ 048-478-2177

※発達検査は病院・療育・大学等の検査機関の指定はございません。
かかりつけ医がある場合はそちらでご相談ください。

【個別療育やご家庭への支援】

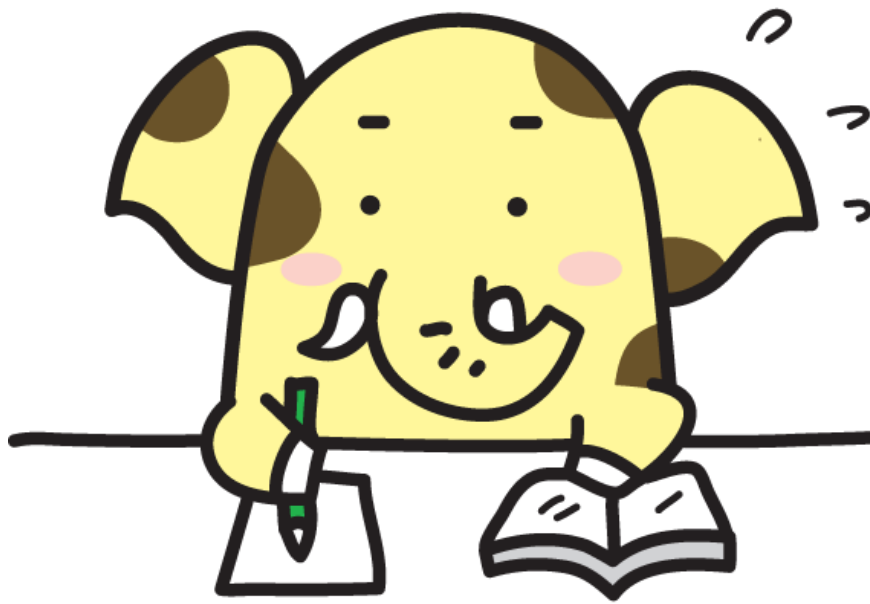
- 南西部地域療育センター
住所 志木市下宗岡1-23-1 児童発達支援センターみつばすみれ学園内
☎ 080-9650-1375
- ※利用にはいくつかの条件があります。直接お問い合わせください。

【特別支援学校について】

- 県立各特別支援学校
詳しくは各特別支援学校のホームページをご確認下さい。



資料集



©新座市 2010

※「就学相談票」・「就学に係る情報提供用紙」の様式が入っています。ご利用ください。

就学相談票及び記入例について

1 保護者記入用紙（様式1-1）

R8		【様式1-1】（未就学児・児童・生徒）		令和 年 月 日	
特別支援教育に関わる就学相談票 (秘) (保護者記入用)					
本枠内全てご記入下さい					
(ふりがな) 児童・生徒氏名	() 性別		現在在籍の幼稚園・保育園・施設・学校名 幼稚園・保育園 小学校・中学校		
生年月日	平成・令和 年 月 日生		未就学児 記入	組 担任:	先生
住 所	〒 - 新座市		現在の在籍学級	通常・知的・自閉情緒	組 担任:
保護者氏名(連絡窓口)	連絡の取りやすい電話番号 のご記入をお願いします。		年 組 担任:	先生	
ご連絡先(日中)	- -		昨年度就学相談を受けた	はい・いいえ	
家族構成	氏 名	続柄	氏 名	続柄	氏 名
所有手帳	(障がい福祉サービス受給者証) ※療育に通うために取得したもの (平成・令和 年 月 日交付) 申請中・無				
	(療育手帳) (A)・(A)・(B)・(C) (平成・令和 年 月 日交付) 申請中・無 <small>(最重度) (重度) (中度) (軽度)</small>				
	(身体障がい者手帳) 種 級 (平成・令和 年 月 日交付)				
	(精神障がい者保健福祉手帳) 級 (平成・令和 年 月 日交付)				
身体状況	体質・病気	良好・() 既往症 ()		()	
	視 覚	良好・(例：右0.2 (メガネあり))		聴 覚	良好・()
	言 語	良好・()		肢 体	良好・(例：…のため、左手不自由)
検査結果(発達検査等)の有無	検査結果の有無	有 →	検査名 WISC・田中ビネー	検査年月日 令和 年 月 日	結果 (IQ数値など) FSIQ- VCI- VSI- FRI- WMI- PSI-
	いずれかに○を付け詳細をご記入下さい	無 →	その他 ()	月 日	*検査結果について* 幼児期・学童期の成長は著しいため、2年度以内の検査結果を参考とさせていただきます。 検査結果をお持ちの場合は必ずご提出下さい。教育相談センターへはコピーをご提出下さい。
	※検査結果が判明し方へ書類の送付にするため、検査結果が必要となります。9月末までに検査結果が提出できるように早めに発達機関へのご予約をお願いします。 ※療育手帳の発行でも受付できます。	予約検査医療機関名	受検予約日	検査結果提出予定日	今後予約
未受診の医療機関情報	診 断 名	例：自閉スペクトラム症	<input type="checkbox"/> 未受診	今回就学相談票を提出した経緯について (複数回答可)	
医師からの就学に関するアドバイス	病院名・医師名	例：少人数での学習環境が望ましい 例：通級を受けるとよい 例：集団生活に適応できる など		かけつけの医療機関での情報がありましたらご記入下さい。また受診されていない場合「未受診」に○をお願いします。	
就学先についての意向	※この欄は必ずご記入下さい (出生時から現在までの心配なことなども含めご記入下さい)				
	提出時点でのご意向 (一番近いものに○をお願いします)				
<input type="checkbox"/> 本人の希望	※こちらの欄は必ずご記入下さい。お子様の就学先について気になっている点や迷われているご相談内容等を具体的にご記入ください。		1 特別支援学校を検討 2 特別支援学級 (知的・自閉情緒・その他) を検討 3 特別支援学級・通常の学級へ在籍変更を検討 D1 通級指導教室 (通級指導教室) (通級指導教室) (通級指導教室) (通級指導教室) D2 通級指導教室 (通級指導教室) (通級指導教室) (通級指導教室) (通級指導教室)		
* 就学相談資料等の取り扱い及び審議の進め方について (確認) *					
(1) 相談で作成した相談票及び資料・諸検査の結果等の写しについて、就学先の学校及び関係機関に提出することを承諾します。			左記(1)及び(2)を確認しました。 令和 年 月 日		
(2) 発達検査等の提出書類が9月末までに揃わない場合は、それまでに提出いただいた書類及び園や学校での様子等で意見をまとめることを承諾します。 ※D2通級指導教室(発達情緒)の相談は、発達検査を受けてからの審議となります。			保護者氏名		
事務局使用欄 指定校：()					
指定校確認 <input type="checkbox"/> 受付担当 → <input type="checkbox"/> 担当					
取り扱いに十分に留意し、円滑な入学準備に向けて活用させていただきます。日付・ご署名をお願いいたします。					

特別支援教育に関わる就学相談票 (秘)

(保護者記入用)

太枠内全てご記入下さい

Header information form including fields for child's name, sex, birth date, residence, guardian name, and current school details.

Family structure table with columns for names and relationships of family members.

Handbook status section for various documents like WISC, medical certificates, and support plans.

Physical status section for vision, hearing, speech, and physical condition.

Checkup results section with a table for WISC scores and other assessment results.

Medical consultation information section including diagnosis, hospital name, and consultation history.

Submission and consent section with checkboxes for guardian consent and a table for submission intentions.

Final notes and signature section with instructions for document handling and a signature line.

Agency and designated school information line: 事務局使用欄 指定校: ()小学校・()中学校・()特別支援学校

Designated school confirmation checkboxes: 指定校確認 □ 受付担当 → □ 担当指導主事 → □ 学務課担当 → □ 確認・訂正 → □ 教育支援課担当



通常の学級希望就学に関する情報提供用紙



太枠内全てご記入下さい

(未就学児保護者記入用)

<p>* 就学に関する情報提供用紙等の取り扱いについて (確認) *</p> <p>(1) こちらの用紙を記入される方は、『通常の学級』を希望され、かつ学校への情報提供(お子様の特性等)を希望される方となります。 学校へ提供したい情報がない方は、記入する必要はございません。</p> <p>(2) こちらの用紙への記入内容は、そのまま学校へ送付する流れとなります。 就学支援委員会では審議はいたしません。よって就学支援委員会からの就学先についての審議結果などの通知もいたしません。</p> <p>(3) こちらの用紙に記入いただいた内容によっては、教育支援課(就学相談担当)または学校からご連絡する場合がございますので、ご了承ください。</p> <p>(4) 在籍している園や施設と連携させていただきますのでご了承ください。A10</p> <p>(5) この用紙のほかに添付したい資料がある場合は、添付してください。</p>		<p>確認 チェック欄</p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p>ありなし</p>	<p>* ご署名をお願いします。</p> <p>左記(1)~(5)を確認しました。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>保護者氏名</p>
---	--	--	--

(ふりがな)	()	性別	幼稚園・保育園・施設名					
児童氏名			幼稚園・保育園					
生年月日	令和 年 月 日生		組	担任:	先生			
住所	〒 -	保護者氏名(連絡窓口)		続柄				
	新座市	ご連絡先(日中)		-		-		
家族構成	氏名	続柄	氏名	続柄	氏名	続柄	氏名	続柄

家庭での様子		以下の項目について、該当するものにそれぞれ○をつけてください。また、該当するものがない場合や特徴的な点がある場合はその他にご記入ください。						
1 身辺処理	着脱衣	1. 全面介助 2. 大部分介助 3. 一部介助 4. どうか一人で行える 5. 完全に一人で行える その他 ()						
	食事	1. 全面介助 2. 大部分介助 3. 一部介助 4. どうか一人で行える (スプーンが使える・箸が使える) 5. 完全に一人で行える その他 ()						
	(形態)	1. 刻み食 2. アレルギー対応食 3. 普通食 その他 ()						
	排泄	1. 全面介助 2. 大部分介助 (便意を告げる・告げない) 3. 一部介助 4. どうか一人で行える 5. 完全に一人で行える その他 ()						
2 身体状況	視力等	1. 全く見えない 2. 若干見づらい 3. 支障なし その他 ()						
	聴力等	1. 全く聞こえない 2. 若干聞き取りにくい 3. 支障なし その他 ()						
	上肢	1. 不自由である(右・左) 2. やや動きが悪い 3. 支障なし その他 ()						
	下肢	1. 歩行できない(全面介助) 2. 車椅子で移動ができる 3. 松葉杖や歩行器を用いて移動ができる 4. 独歩ができる 5. 支障なし その他 ()						
3 言語	内科的	1. 心臓や腎臓などに慢性的疾患がある 2. 体が弱く病気にかかりやすい 3. 喘息発作を起こす 4. 体の発育がおくれている 5. 支障なし その他 ()						
	発語	1. 発音が困難 2. 発音が不明瞭 3. 極めて小声 4. 支障なし その他 ()						
	理解	1. ほとんど理解できない 2. 口頭のみでは難しい 3. 一対一なら理解できる 4. 単語で表現 5. 支障なし その他 ()						
4 行動	表現	1. 全く話さない 2. 担任や友達となら話す 3. 二語文ぐらいで話す 4. オウム返し(エコラリア) 5. 単語で表現 6. 支障なし その他 ()						
	特徴 (複数回答可)	固執的 散漫 乱暴 積極的 消極的 明朗 世話好き 飽き易い ぼんやり 甘えん坊 人懐っこい 怖がり 多動 奇声 無口 動作緩慢 落ち着きがない その他 ()						
	対人関係	1. ほとんど成立しない 2. 特定の人ならどうか成立する 3. だれとでもどうか成立する 4. 成立するが多少問題がある 5. 問題なし その他 ()						
	集団行動	1. 集団行動は難しい 2. 落ち着きがなく動きが激しい 3. 興味のあることには参加するか、一斉指示に従うのは難しい 4. まわりの援助があれば みんなと行動できる 5. 問題なし その他 ()						
5 集団生活での状況	指示理解	1. ほとんど理解できない 2. 注意散漫 3. 的確でないが反応する 4. どうか指示に応じた反応が可能 5. 指示をよく聞き、意欲的である その他 ()						
	安全管理	1. 常時1対1の管理が必要 2. 常時注意と配慮が必要 3. 一般的な注意と配慮が必要 4. 問題なし						

※ 最終提出締切日：6月5日(金)(教育支援課必着)

その他情報

以下、回答可能な範囲でご記入ください

身体状況	体質・病気	良好・ ()		既往症 ()							
	視覚	良好・ ()		聴覚 良好・ ()							
	言語	良好・ ()		肢 体 良好・ ()							
検査等(発達の結果)	検査結果がある場合はご記入下さい	検査名	検査年月日	(IQ数値など) 検査結果 療育等からの アドバイス	WISC-V	FSIQ-	VCI-	VSI-	PRI-	WMI-	PSI-
		WISC・田中ビネー その他 ()	令和 年 月 日		WISC-IV	FSIQ-	VCI-	PRI-	WMI-	PSI-	
					田中ビネー						
					その他						
医療機関情報	診断名										
	病院名・医師名										
	医師からの就学に関するアドバイス										

小学校への相談内容

※この欄は全員、必ずご記入下さい

(成育歴・心配なことなどなるべく詳しくご記入下さい)

就学相談票の提出・日程について

【未就学児】

	保護者	園長・施設長
提出書類	①就学相談票(保護者記入用) ②発達検査の結果(コピー) または療育手帳の写し等 ※後日提出可 ※発達検査の種類:WISC、 田中ビネー、新版K式など	①就学相談票(園・施設・学校記入用) ※教育支援課に就学相談票を 提出された方をご連絡しますので、 対象児童の内容をご記入下さい
提出先	教育支援課	教育支援課
提出期限	令和8年5月1日(金)から 最終6月5日(金)まで ※締切厳守でお願いします	教育支援課より依頼した日程から 最終6月15日(月)まで ※締切厳守でお願いします

【特別支援学級在籍の小学校6年生】

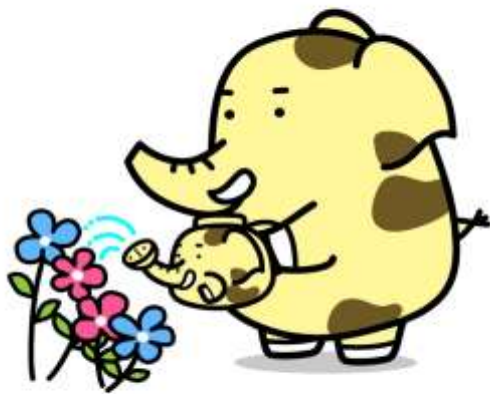
	保護者	小学校長
提出書類	【全員】中学進学に係る確認シート 【就学相談を希望する場合】 ①就学相談票(保護者記入用) ②発達検査の結果(コピー) または療育手帳の写し等 ※後日提出可 ※発達検査の種類:WISC、 田中ビネー、新版K式など	【全員】中学進学に係る確認シート 【就学相談を希望する児童について】 ①就学相談票(保護者記入用) ②発達検査の結果(コピー) または療育手帳の写し等 ※後日提出可 ③就学相談票(園・施設・学校記入用) ④就学相談票提出者一覧表(1部)
提出先	担任の先生→学校長	教育支援課
提出期限	令和8年5月1日(金)から 最終5月29日(金)まで ※締切厳守でお願いします	令和8年5月1日(金)から 最終6月15日(月)まで ※締切厳守でお願いします

【小学1～5年生、上記以外の6年生、中学1・2年生】

※通級指導希望者も含む。

	保護者	小・中学校長
提出書類	①就学相談票(保護者記入用) ②発達検査の結果(コピー) または療育手帳の写し等 ※後日提出可 ※発達検査の種類:WISC、 田中ビネー、新版K式など	①就学相談票(保護者記入用) ②発達検査の結果(コピー) または療育手帳の写し等 ※後日提出可 ※難聴・言語障がいのある教室を希望する 場合は、提出不要です。 ③就学相談票(園・施設・学校記入用) ④就学相談票提出者一覧表(1部)
提出先	担任の先生→学校長	教育支援課
提出期限	令和8年5月1日(金)から 1学期終了日まで ※締切厳守でお願いします	令和8年5月1日(金)から 最終8月25日(火)まで ※締切厳守でお願いします

※通級については、受付は随時としていますが、**8月25日(火)を過ぎて提出された場合は、令和9年度4月からの指導が開始できない場合があります。**また、**発達検査等(または療育手帳の写し)が提出されてからの審議**となります。



©新座市 2010